

法人会の事業に ご参加下さい

(税務研修会・異業種交流会など)

平成28年4月1日 発行

公益社団法人玉川法人会月刊情報誌 **たまでんBOARD** Vol.176
通巻276号

『たまでんBOARD』は、エコマーク認定の再生紙を使用しています。

4月の行事予定

4(月)	女性部会役員会	14:00	法人会事務局
8(金)	源泉部会役員会	16:00	法人会事務局
	税制委員会	18:30	法人会事務局
12(火)	組織委員会 正副委員長会議	17:00	法人会事務局
	組織委員会	18:00	玉川ボランティアビューロー
	総務委員会	18:00	法人会事務局
13(水)	第6支部事業報告会	18:00	維新號
	第12支部活動報告会・新年度懇親会	18:30	一紀
14(木)	全国女性フォーラム	14:00	ビッグパレットふくしま
	委員長部長会長会議	18:00	法人会事務局
15(金)	【たまでんBOARD 4月開催行事分原稿締切】		
18(月)	★新設法人説明会	13:30	玉川税務署
	★青年部会税務研修会・活動報告、意見交換会	18:30	玉川区民会館
20(水)	ホームページワーキンググループ	10:00	法人会事務局
	★決算法人説明会	13:30	玉川税務署
	女性部会役員会・活動報告会	13:30	玉川区民会館
	★女性部会税務研修会	14:10	玉川区民会館
	ワイン研究同好会	18:30	ピスト口錨屋
21(木)	第1回理事会	15:00	玉川税務署
22(金)	源泉部会 活動報告	14:00	玉川税務署
	★源泉部会 研修会	15:00	玉川税務署

5月の行事予定

9(月)	税に関する絵はがきワーキンググループ	13:30	法人会事務局
11(火)	女性部会役員会	11:00	玉川区民会館
	女性部会班長会	13:30	玉川区民会館
13(金)	★決算法人説明会	13:30	玉川税務署
15(日)	【たまでんBOARD 6月号原稿締切】		
20(金)	広報委員会	18:00	法人会事務局

4月・5月の行事予定は3月25日現在のものです

★印は一般の方も参加できる行事です

お問い合わせは下記の玉川法人会事務局まで

目次

4月・5月の行事予定	1
理事会・委員会・支部活動報告	2
平成28年度区立中学生の職場体験事業実施に伴う受け入れ先募集の協力依頼について	4
新入会員ご紹介	9
平成28年度税制改正大綱	10
玉川税務署からのお知らせ	12

お問い合わせ

発行人／公益社団法人玉川法人会 会長 阿部友太郎
編集／公益社団法人玉川法人会 広報委員会 事務局 ●東京都世田谷区玉川2丁目1番15号
TEL 03-3707-8668 FAX 03-3707-4992

<http://www.tamagawa.or.jp/>

玉川法人会 検索

E-mail: tamagawa@blue.ocn.ne.jp

理事会・委員会・支部 活動報告

平成27年度 第6回 理事会

日時 3月18日(金) 18:00～20:00
 場所 玉川区民会館 4階 集会室
 出席者 44名

次第

1. 会長挨拶
2. 税務署長挨拶
3. 報告事項
 - (1) 法人会事業報告
 - (2) 常設委員会・支部・部会報告
 - (3) 平成28年度区立中学生の職場体験事業について

- (4) 会員増強進捗状況について
- (5) 平成29年度税制改正に関するアンケートについて
- (6) 平成28年度支部・部会支給金等明細について
平成27年度事業報告書について
- (7) その他
4. 審議事項
 - (1) 平成28年度事業計画承認について
 - (2) 平成28年度収支予算承認について
 - (3) 執行部役員の人事異動（宮崎常任理事の副会長就任）について

第2支部

女性部会 研修&懇親会

日時 2月19日(金) 18:30～21:30
 場所 依田 友子 宅
 参加者 8名
 テーマ エンディングノートの書き方と活用の仕方
 講師 出澤素賀子
 (CFPファイナンシャルプランナー)

立春も過ぎたとはいえ、まだまだ寒い折、体調を崩されている会員さまも多く8名の参加でしたが、研修内容が年を重ねてきた我々には最も身近な題材で、出澤さんのわかりやすいお話を大変興味深くうかがいました。暗くなりがちなたまも笑顔で納得できるような清々しい気持ちであったという間に一時間半が過ぎ、エンディングノートの重要さ、今我々がやらねばならぬことを痛感いたしました。

早速頂いたエンディングノートを手始めに「終活」で老支度をと考えております。

その後の懇親会では和気あいあい、飲んで、食べて、楽しいひと時でした。

(女性部会 班長 依田友子)



第6・8支部

第6・8支部 合同新年会

日時 2月10日(水) 18:30～20:30
 場所 ヴェルデスパ (玉川高島屋S・C南館6F)

参加者 22名

2月10日、玉川高島屋南館6Fのヴェルデスパにて、第6支部と第8支部で交流を兼ねた新年

会を行いました。支部が違うので初めてお会いする方も多く、交流を目的とした会でもありましたので、席順はくじ引きで行い普段お会いしていない方達とも話すことのできるようにしました。最初は名刺交換から始まりましたが、料理の美味しさも有ってか会の半ばには皆様のお話も大いに盛り上がり、「また交流会をして欲しい」「楽しかったよ」という感想も頂きました。機会が有りましたら交流を兼ねた会を行いたいと思います。

(第6支部 広報委員 長崎多貴子)



第11支部

話し方研修会

日時 2月18日(金) 18:00~20:00
場所 丸山工務店ビル 3F

参加者 15名

当日、先生の村上さんを含め、15名で研修をいたしました。

内容は、「一人で3分間スピーチをする」のテーマで研修しました。

丸山支部長が1番に指名され、過去10年間の研修の成果を披露しましたら、先生から「素晴らしい」と賞賛の評価をうけました。2番手は、私

中山がへたくそな話し方ぶりを披露しましたが、「まあ前よりは多少うまくなったかな」という評価をうけました。

参加されたみなさん全員がスピーチを行い、それぞれ、評価をしていただき、全員がうまくスピーチができるようになったと実感することのできた講習会でした。こうした好評価がいただけたことは、講師の村上先生が10年間の長きに渡って情熱を注いでこられた研修会も今回が最後となり、生徒14名はこれからも、研修があればよいのに…と、思いつつお開きとなりました。

(第11支部 中山豪夫)

女性部会

女性部会 講演会

日時 3月7日(月) 14:00~
場所 玉川区民会館 第2集会室
参加者 49名
演題 福祉の仕組みと現状
講師 社会福祉法人はる

統括責任者 鹿島 法博 様

障害制度には、身体・知的・精神・発達障害があり、今回の講演はおもに精神障害についての講演でした。私たちにはあまり知られていないことでしたので、皆さま真剣に聞かれておりました。

精神障害とは脳の機能の変化・病気や心理的なストレスが起因とのことでしたが、そのよう

なストレスは誰でも多少は持っているものだと感じました。

精神障害を克服するには、治療は勿論ですが、家族を始め人と

良きコミュニケーションを図ることが大切だそうです。障害の状態を知れば克服する方法は幾らでもあるし、誰でも疾病する可能性はありますので、日頃から人との繋がりを大事にしたり社会に馴染めるよう図っていくことが大切なことですと教わりました。

(女性部会 副部会長 松野京子)



27世教生第1507号
平成28年3月1日

世田谷地区租税教育推進協議会
公益社団法人 玉川法人会
会長 阿部 友太郎 様

世田谷区教育委員会
教育長 堀 恵子

平成28年度区立中学生の職場体験事業実施に伴う
受け入れ先募集の協力依頼について

立春の候、貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
日頃より区立中学生の職場体験事業に多大なるご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。
皆様のご協力により、職場体験を通じて、毎年約3,400人の中学生が職業観、勤労観を育む貴重な体験をしております。

しかし、周辺に事業所が少ない地域の学校では、職場体験の受け入れ先を見つけることが難しいなど、生徒自身の希望を活かしにくい状況もあります。

つきましては、来年度も本事業を実施するにあたり、職場体験の受け入れ先について下記のとおり募集いたしますので、貴団体内での周知や呼びかけにご協力願います。

記

1 事業内容 別紙「区立中学生の職場体験事業について」のとおり

2 募集方法

貴団体の会員に別紙「区立中学生の職場体験事業について」及び「平成28年度区立中学生の職場体験事業実施に伴う受け入れ調査票」を送付し、受け入れが可能な事業所の調査票をとりまとめの上、各所管税務署まで送付してください。

なお、今年度職場体験受け入れにご協力いただいた事業所には、当課から直接調査票を送付しておりますので、ご了承ください。

3 募集期限

※募集期限後に受け入れが可能になった場合は、随時、調査票をご提出くださいますようお願いいたします。

担当 〒154-8504

世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区教育委員会事務局

生涯学習・地域・学校連携課 村上、岩永

TEL03-5432-2723 FAX03-5432-3039

区立中学生の職場体験事業について

目的

区立中学生が受け入れ先の職場で実際に仕事を行うことで職業観、勤労観を育てる

人数

1~5人

対象者

区立中学生
(原則として2年生)

日数

原則、連続する3日間
平成28年度中ですが
平成28年4月
平成29年3月
を除く。

内容

通常の業務の範囲内で、中学生が行うことができる業務

実施方法

「区立中学生の職場体験受け入れの流れ」をご覧ください。

その他

職場体験先事業所は、生徒の希望に応じて決定していません。受け入れ可能とご連絡いただいた場合でも、中学校や教育委員会事務局から受け入れ依頼の連絡がないこともありますので、ご了承ください。

担当 〒154-8504
世田谷区世田谷4-21-27
世田谷区教育委員会事務局
生涯学習・地域・学校連携課 村上、岩永
電話03-5432-2739 FAX03-5432-3039

区立中学生の職場体験受け入れの流れ

月	各事業所	各所属団体事務局	各所管税務署	区立中学校	世田谷区教育委員会事務局 生涯学習・地域・学校連携課
2月～3月	<p>②受け入れ先事業所の募集の周知</p> <p>③受け入れ先許可の回答</p>	<p>①受け入れ先事業所の募集の依頼</p> <p>④「調査票」をまとめて提出</p>			
4月					⑤全ての団体分の「調査票」をまとめて提出
5月～2月 (随時)				<p>⑥職場体験協力事業所の通知(4月下旬頃)</p> <p>【中学校から直接、事業所に受け入れを依頼する場合】</p> <p>⑦実施の可否、受け入れ日時・人数、注意点などの調整</p> <p>【教育委員会から事業所に受け入れを依頼する場合】</p> <p>⑦実施の可否、受け入れ日時・人数、注意点などの調整</p>	
2月～3月			⑧職場体験実施	⑨職場体験実施調査	⑩実施一覧表の送付

平成28年度区立中学生の職場体験事業実施に伴う受け入れ調査票

事業所名	
所属団体名 ※所属している団体名に○をつけてください。	世田谷納税貯蓄組合連合会・北沢納税貯蓄組合連合会・ 玉川納税貯蓄組合連合会・東京税理士会世田谷支部・ 東京税理士会北沢支部・東京税理士会玉川支部・ (一社)世田谷青色申告会・(一社)北沢青色申告会・ (一社)玉川青色申告会・(公社)世田谷法人会・ (公社)北沢法人会・(公社)玉川法人会・ 東京小売酒販組合世田谷・北沢支部・ 東京小売酒販組合 玉川支部・世田谷間税会・北沢間税会・ 玉川間税会・その他()
事業所所在地	〒
担当者名	(ふりがな)
連絡先(電話番号)	
受け入れできない月 ※○をつけてください。	5月・6月・7月・8月・9月 10月・11月・12月・1月・2月
受け入れ上限回数 ※1回の受け入れを3日間として、年間の 上限回数を記入してください。	回
1回あたりの受け入れ人数 ※1～5人の範囲内で記入してください。	人
職場体験の内容	
職場体験を実施する中学校の指定 ※職場体験を実施する中学校を指定する 場合、中学校名を記入してください。	
受け入れ依頼方法	<input type="checkbox"/> 直接、中学校から事業所に依頼 <input type="checkbox"/> 教育委員会から事業所に依頼
職場体験を実施する中学校に事前に伝えておきたいこと	
職場体験へのご意見	

記入例

平成28年度区立中学生の職場体験事業実施に伴う受け入れ調査票

事業所名	〇〇ベーカリー
所属団体名 ※所属している団体名に○をつけてください。	世田谷納税貯蓄組合連合会・北沢納税貯蓄組合連合会・ 玉川納税貯蓄組合連合会・東京税理士会世田谷支部・ 東京税理士会北沢支部・東京税理士会玉川支部・ (一社) 世田谷青色申告会・(一社) 北沢青色申告会・ (一社) 玉川青色申告会・(公社) 世田谷法人会・ (公社) 北沢法人会・(公社) 玉川法人会・ 東京小売酒販組合世田谷・北沢支部・ 東京小売酒販組合 玉川支部・世田谷間税会・北沢間税会・ 玉川間税会・その他 ()
事業所所在地	〒 158-0094 世田谷区玉川2-1-15
担当者名	(ふりがな) たまがわ たろう 玉川 太郎
連絡先(電話番号)	03-3707-8668
受け入れできない月 ※○をつけてください。	5月・6月・7月・8月・9月 10月・11月・12月・1月・2月
受け入れ上限回数 ※1回の受け入れを3日間として、年間の 上限回数を記入してください。	5 回
1回あたりの受け入れ人数 ※1~5人の範囲内で記入してください。	3 人
職場体験の内容	販売の補助
職場体験を実施する中学校の指定 ※職場体験を実施する中学校を指定する 場合、中学校名を記入してください。	
受け入れ依頼方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接、中学校から事業所に依頼 <input type="checkbox"/> 教育委員会から事業所に依頼
職場体験を実施する中学校に事前に伝えておきたいこと	体調管理に気をつけてください。
職場体験へのご意見	

新入会員ご紹介

随時、新入会員の方をご紹介させていただきます。

第10支部

会社名：株式会社 BEAM. I

代表者：吉川 光子（よしかわ ひかりこ）

会社所在地：世田谷区玉川台1丁目14-16-801

電話/FAX：050-5538-2999／03-3707-2315

E-mail：info@beam-i.com

ホームページ：http://www.beam-i.com

https://www.hakencan.com

株式会社BEAM. Iでは、「個人事業主様から中小

企業様の「思い」を「形」に。」をテーマとし、お客様の会社や店舗の中にある様々な問題や課題を共有し、解決方法を共に考え、作業を実行していきます。

ホームページ制作から始まり、インターネットをツールとした総合的なプロデュース、イベントに至るまで、その目的や対象を考慮して根本的な問題から検討し、それに相応しい企画をご提案させて頂ければと思います。

法人会とは

●よき経営者をめざすものの団体それが法人会です。

正しい税知識を身につけたい。もっと積極的な経営をめざしたい。社会のお役に立ちたい。

そんな経営者の皆さんを支援する組織、それが法人会です。

法人会は現在、全国に105万社、東京都内に49の単位会、19万社の会員企業を擁する団体として大きく発展しています。

税のオピニオンリーダーとしての貢献はもとより、会員の研さんを支援する各種の研修会、また地域振興やボランティアなど地域に密着した活動を積極的に行っています。

●法人会は企業の間から自主的に誕生した団体です。

1947年（昭和22年）4月、わが国の税制はそれまでの賦課課税制度から申告納税制度へと移行し、法人税も新しい制度へ生まれ変わりました。

しかし当時の社会経済状況は極めて悪く、経営者が難解な税法を理解して自主的に税金を申告できるかどうか、危ぶまれていました。

このため、納税者が自ら申告納税するには、納税者自身が団体を結成し、その活動を通じて帳簿の整備、税知識の普及などを図る必要性が生じてきました。

法人会は、このようにして企業の間から自発的に生まれてきた団体です。

法人会事務局よりお願い

代表者名、所在地、電話番号等の変更がありましたら法人会事務局までお知らせ下さい
事務局 TEL 03-3707-8668 FAX 03-3707-4992 E-mail：tamagawa@blue.ocn.ne.jp



「玉川法人会バナー」ができましたので、貴社でもぜひご活用下さい。ホームページには、様々なサイズのパナーをご用意しております。

<http://www.tamagawa.or.jp/jyoho/banner.html>

平成28年度 税制改正大綱

法人税率20%台への引き下げ、 消費税に軽減税率の導入盛り込まれる

政府は、平成27年12月24日に平成28年度税制改正大綱を閣議決定しました。

平成28年度には、法人実効税率が29.97%となり、成長志向の法人税改革が実現しつつあります。また、社会保障の充実・強化を実現するために、平成29年4月の消費税税率10%への引き上げと同時に、低所得者への配慮として軽減税率を導入することが盛り込まれました。

法人税関係

■法人実効税率のさらなる引き下げ

昨年に引き続き、法人実効税率がさらに引き下げられます。法人税の税率が、平成28年4月1日以後に開始する事業年度については、現行の23.9%から23.4%に引き下げられ、さらに、平成30年4月1日以後開始する事業年度については、23.2%まで引き下げられます。地方税を含めた法人実効税率は平成28年度には、目標とされていた20%台に到達します。

■外形標準課税の拡大

大法人(資本金1億円超の法人)の外形標準課税については、所得割を縮小、資本割と付加価値割の割合が増加します。なお、所得割が縮小されることにより、所得割に対する地方法人特別税率が引き上げられます。基本的には内訳の変更ですが、所得割の縮小に伴い、赤字法人に対する税負担が増すこととなります。

■減価償却制度の見直し

平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物について、定率法を廃止し、定額法が採用されることになりました。なお、鉱業用の建物、建物附属設備及び構築物については、定額法又は生産高比例法の選択が認められます。

■欠損金の繰越控除制度の見直し

大法人(資本金1億円超の法人)の控除限度額について、平成27年度改正において、段階的に引き下げられることになっていましたが、その取扱について下記のとおり変更となりました。なお、中小法人等については、従来通り

控除限度額の制限は適用されません。

- ・平成27年4月から平成28年3月までに開始する事業年度 65% ⇒ 65%
- ・平成28年4月から平成29年3月までに開始する事業年度 65% ⇒ 60%
- ・平成29年4月から平成30年3月までに開始する事業年度 50% ⇒ 55%
- ・平成30年4月以後開始する事業年度 50% ⇒ 50%

また、繰越欠損金の繰越期間が現行の9年から10年に延長される措置については、施行時期が1年遅れ、平成30年4月以後に開始する事業年度に生じた欠損金から適用されます。

■生産性向上設備投資促進税制の廃止

非常に多く利用されてきた生産性向上設備投資促進税制は、平成29年3月31日に取得された資産までで、制度が廃止されます。また、即時償却と税額控除率の上乗せ措置について、平成28年3月31日までとされている適用期限は延長しないこととされました。

■企業版ふるさと納税制度の創設

地方再生法の改正を前提として、青色申告法人が、平成32年3月31日までに、地方再生法の認定地域再生計画に記載された地方創生推進寄附活用事業に関連する寄付金を支出した場合に、法人税の5%を上限として一定の税額控除が受けられます。

所得税関係

■空き家に係る譲渡所得の特別控除制度

相続の開始の直前に被相続人の居住の用に供されていた一定の家屋及び、その敷地の

用に供されていた土地等を、相続により取得した個人が、平成28年4月1日から平成31年12月31日までに、一定の要件で譲渡した場合には、居住用の財産の譲渡所得の3千万円の特別控除が適用されます。

■住宅の三世同居改修工事等に係る特別控除制度

所有する居住用の家屋について一定の三世同居改修工事を含む増改築をして、平成28年4月1日から平成31年6月30日までの間に、居住の用に供した場合に、ローン残高に応じた税額控除又は自己資金で増改築した場合の税額控除が適用されます。

■セルフメディケーション推進のための医療費控除の特例

健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行い、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、自己及び生計を一にする親族に係る一定のスイッチOTC医薬品の購入した場合に、その年中に支払った対価の額の合計額が1万2千円を超える時は、その超える部分の金額(上限8万8千円)について、その年分の総所得金額等から控除されます。

なお、一定の取組とは、特定健康検査、予防接種、定期健康診断、がん検診等であり、一定のスイッチOTC医薬品とは、要指導医薬品及び一般医薬品のうち、医療用から転用された医薬品です。

消費税関係

■消費税率の軽減税率制度の導入

消費税率の軽減税率制度が、平成29年4月1日から導入されます。軽減税率は、現行の消費税率と同じ8%であり、対象品目は下記の通りです。

- ① 飲食料品(食品表示法に規定する食品で酒税法に規定する酒類を除きます。また、外食サービスは除きます。)
- ② 定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞

■適格請求書(インボイス)保存方式の導入

平成33年4月1日から適格請求書保存方式が導入されます。仕入税額控除の要件として適格請求書の保存が必要となります。

適格請求書とは、適格請求書発行事業者の

登録番号、適用税率、消費税額等の一定の事項が記載された請求書、納品書等の書類です。

適格請求書を交付するためには、適格請求書発行事業者の登録が必要で、平成31年4月1日から申請できます。なお、免税事業者は、適格請求書発行事業者として登録できません。適格請求書を発行する必要がある場合は、課税事業者を選択して、適格請求書発行事業者の登録を行う必要があります。

■適格請求書等保存方式導入までの措置

課税仕入が軽減税率対象品目である場合は、帳簿にその旨を記載します。また、軽減税率対象品目に係る請求書には、軽減税率対象品である旨と税率が異なるごとに合計した対価の額を記載する必要があります。

その他

■クレジットカード納付制度の創設

国税の納付手続について、クレジットカードによって納付することができるようになります。この場合に、クレジット会社が、委託を受けた日に納付があったものとみなして、延滞税、利子税が計算されます。なお、クレジットカードの利用手数料は、納税者の負担となります。

■マイナンバーの記載対象書類の見直し

マイナンバーを記載しなければならない事とされていた所得税の青色申告承認申請書、消費税簡易課税制度選択届出書、給与所得者の扶養親族申告書、退職所得申告書など多くの書類にマイナンバーの記載が不要となります。

■固定資産税の軽減措置

中小企業の生産性向上に関する法律の制定を前提に、平成31年3月31日までに、認定生産性向上計画に記載された生産性向上設備のうち一定の機械及び装置を取得した場合は、固定資産税の課税標準を最初の3年間は2分の1とする措置が講じられます。

☆記事内容についてのお問合せは…

TSK税理士法人

税理士 飯田 聡一郎

TEL: 03-5363-5958

FAX: 03-5363-5449

HP: <http://www.iida-office.jp/>

たまでんBOARDが 隔月発刊となります

毎月発行しておりました、たまでんBOARDは、
28年4月号より偶数月、**年6回**の発行となります。

なお、原稿の締め切りは**毎月15日**となりますので、どしどし
ご寄稿下さいますよう、よろしくお願いいたします。

tamagawa公論との合併号は、8月号と2月号を予定しています。
発刊回数は少なくなりますが、より充実した誌面づくりをめざして
まいりますのでよろしくお願いいたします。

広報委員会

会費納付ご請求のお知らせ

玉川法人会の会費納付ご請求は4月及び10月の2回となっております。
4月22日(金)が口座引落日となりますので、よろしくお願い申し上げます。

- ※ ご指定の金融機関により口座引落日は異なる場合がございます。
- ※ 年払いの会員様は4月のみお引き落としとなっております。

納税も、e-Taxで!! ダイレクト納付が便利です。

28年4月分の源泉所得税の納付期限	28年5月10日(火)
28年2月決算法人の確定申告期限・納付期限	28年5月2日(月)
28年8月決算法人の中間申告(予定申告)期限・納付期限	28年5月2日(月)
消費税の中間申告期限・納付期限	28年5月2日(月)

消費税の、
期限内納付を
お願いいたします。

28年5月決算法人の第3四半期分、28年8月決算法人の半期分・第2四半期分、28年11月決算法人の第1四半期分